

【保存版】 ご家庭へお持ち帰りください。

# ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No. 432

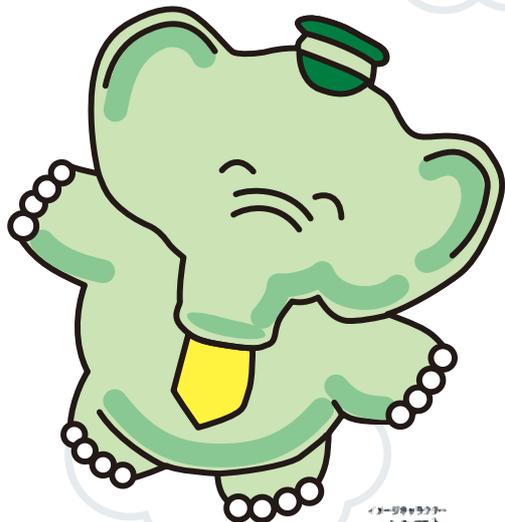
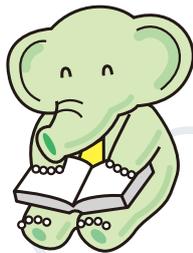
平成22年9月13日 発行

## 日本郵政共済組合モバイルサイトを活用してください！

### ご利用方法

- 1 アドレス (URL) を直接入力 <http://www.yuseikyo-m.jp>
- 2 2次元コード (QRコード) から読み取り

※2次元コード対応の  
カメラ付き携帯電話  
をご利用ください。



|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 被扶養者の要件を確認します               | 02 |
| 被扶養者証 (カード) は届出がないと発行されません! | 03 |
| 長期掛金率が変わります                 | 03 |
| 定時決定により標準報酬が改定されます          | 03 |
| 医療費の返還請求が多発しています            | 04 |
| 「医療費のお知らせ」を送付します            | 04 |
| 育児休業手当金の制度改正がありました          | 05 |
| 給付金の請求を忘れていませんか?            | 05 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| かんぼの宿が最大で2,000円OFF    | 06 |
| 団体積立年金保険「みらい」のご案内     | 06 |
| 住宅貸付金の年末残高等証明書をお届けします | 07 |
| メタボ健診を受けましたか?         | 07 |
| 運動不足を解消したい方へ          | 07 |

|              |    |
|--------------|----|
| 平成21年度決算について | 08 |
|--------------|----|

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 日本郵政共済組合 (共済センター) への連絡先など | 11 |
|---------------------------|----|

## コールセンターへの電話は無料です

コールセンターへかける電話の通話料が無料となり、  
電話番号も次の番号へ変更になっています。

# 0120-97-8484

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※050から始まるIP電話等で新番号につながらない場合、旧番号 (048-600-1050) に電話していただければ、ガイダンス後、自動的にオペレーターにつながります (通話料有料)。

※電話番号はお間違いないようにお願いします。

## 被扶養者の要件を確認します

保険診療を適正に受けていただくため、被扶養者に認定されている方が現在も引き続きその資格があるかどうかの確認を実施します。  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



◎被扶養者となれる収入の限度額以内(年額130万円未満)であっても、連続する直近3か月の収入額の平均が108,334円以上(通勤手当等を含む)で、以後も継続的に同程度の収入が見込まれるときは被扶養者の要件を欠くこととなりますのでご注意ください。

《被扶養者・任継担当》

## 被扶養者証(カード)は届出がないと発行されません!

- ・子供が生まれた
- ・家族が退職した
- ・結婚した …等

被扶養者申告書を**30日以内**にご自分で共済センターへご送付ください。

※事実発生日から30日以内に被扶養者申告書が提出されない場合は**共済組合の受付日からの認定**になります。

30日を超えて申請 ⇒ **受付日からの認定**

※扶養手当のための「扶養親族届」を勤務先に提出しても、被扶養者申告書を共済センターに提出しなければ組合員被扶養者証(カード)は発行されません。

《被扶養者・任継担当》

## 長期掛金率が変わります

平成22年9月から長期掛金率が変更されます。

|       | 現 行          | 平成22年9月改定    |
|-------|--------------|--------------|
| 長期掛金率 | 75.77 / 1000 | 77.54 / 1000 |
| 短期掛金率 | 33.00 / 1000 | 変更なし         |
| 介護掛金率 | 4.47 / 1000  | 変更なし         |

共済組合は、組合員の皆さまの掛金と事業主が負担する負担金を財源として三つの事業(短期給付事業、長期給付事業、福祉事業)を行っています。

《標準報酬担当》

組合員の掛金

郵政会社等の負担金

共済組合の事業

- 短期給付事業(医療等)
- 長期給付事業(年金)
- 福祉事業(各種助成)

## 定時決定により標準報酬が改定されます

共済掛金や給付金の算定の基礎となる標準報酬は、毎年7月1日現在組合員である方について、4月、5月及び6月に受けた給与の平均額を報酬月額として標準報酬等級表にあてはめて決定されます。これを「定時決定」といいます。

**注意1** 次の人はその年の定時決定は行われません。

- ・6月1日以降に共済組合員の資格を取得した方
- ・7月、8月または9月のいずれかの月から標準報酬の見直しが行われる方

**注意2** 4月に支給される6カ月分の通勤手当については、支給額を支給月数で除して1月分にしたうえで4月、5月及び6月の給与に足して計算されます。

**適用期間**

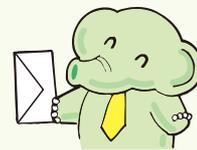
定時決定により決定された標準報酬は、原則、9月1日から翌年の8月31日まで適用されます。

定時決定による標準報酬は、給与明細の右下にある適用年月及び標準報酬月額を確認してください。

《標準報酬担当》

## 医療費の返還請求が多発しています

無効となった組合員証や被扶養者証の返却をお忘れではありませんか？



・退職  
・任継期間の終了  
・就職等

組合員資格喪失  
被扶養者資格喪失

組合員証や被扶養者証を  
病院等で使用した  
場合は、医療費全額返還！



右図のように証明<sup>㊤</sup>部分にハサミを入れて、共済センターへご返却ください。  
切り取った<sup>㊤</sup>部分は処分してください。

(注)勤務先ではなく、**共済センター被扶養者・任継担当**へ返却してください。  
(あて先は11ページをご覧ください。)



《被扶養者・任継担当》

## 「医療費のお知らせ」を送付します

共済組合では、組合員及び被扶養者の方々に健康に対する意識をより高めていただくこと、また、医療費支出の適正化に役立てることを目的として、平成22年4月～5月に医療機関で受診した方の医療費等をお知らせします。

10月以降、対象の組合員及び被扶養者の医療費等を記載した「医療費のお知らせ」を組合員本人のご住所あてに郵送します。

### お知らせする対象及び内容

#### 1 対象

平成22年4月～5月に医療機関で受診したものの。ただし、次のいずれかに該当するものについては対象外です。

- ・任意継続組合員の方の受診
- ・国家公務員共済組合連合会直営病院で受診したもの
- ・地方自治体等から医療費助成を受けているもの
- ・組合員証や被扶養者証のカードを使用せずに受診したもの

#### 2 内容

受診者名、受診年月、診療区分(入院・外来等の別)、診療日数、総医療費(自己負担分と共済組合負担分を合算した額)

#### 3 その他

- ・対象の期間内に受診した場合でも、医療機関から共済組合への診療報酬の請求時期によりお知らせが送付されないことがあります。
- ・「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付資料としては使用できません。
- ・被扶養者の医療費等を組合員本人へお知らせする際の個人情報の取扱いについては、10ページをご覧ください。

《給付担当》

## 育児休業手当金の制度改正がありました

育児休業手当金の支給対象期間は、原則「子が1歳に達する日の前日までの間」ですが、平成22年6月30日から、父母ともに育児休業を取得した場合には、一定の要件を満たすと「子が1歳2か月に達する日までの間」に、最大1年まで育児休業手当金が支給されます。

**ご注意ください** 育児休業給付金の請求先はハローワークです。

ただし、平成19年9月30日以前から引き続き組合員である方で、ハローワークから「育児休業給付受給資格否認通知書」が交付された場合は、育児休業手当金として共済組合から支給されますので、共済センター給付担当に請求してください。

詳細については共済組合ホームページをご確認ください。

《給付担当》

## 給付金の請求を忘れていませんか？

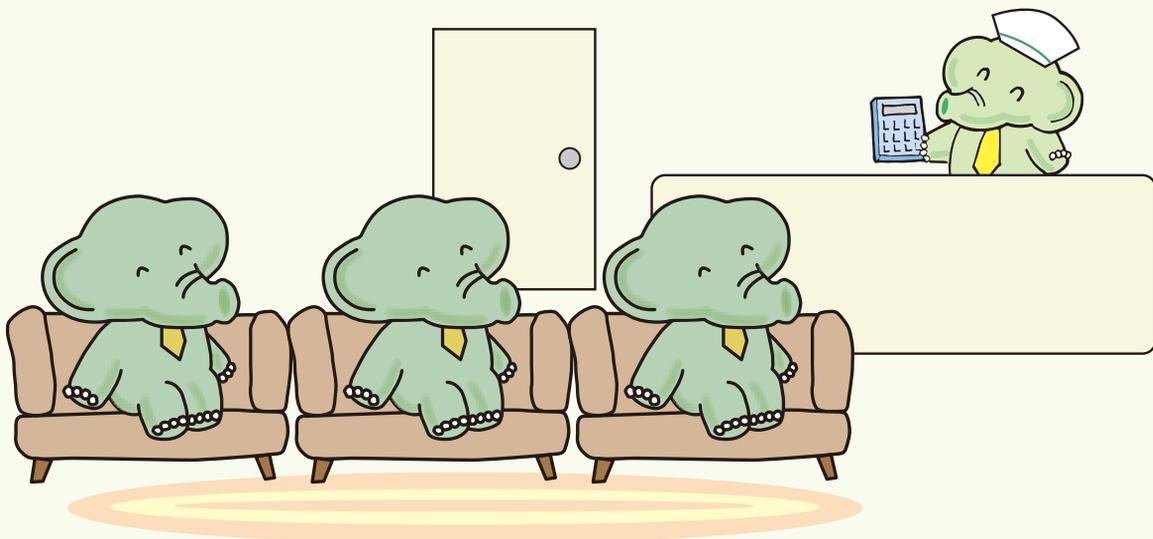
ご結婚されたとき、共済組合の被扶養者がお亡くなりになったときなど、共済組合へ請求書を提出すると、給付金が支給されます。

しかし、請求書を提出せず「2年間」が経過してしまうと時効となり、組合員の皆さまから請求書を提出されても給付金を支給することができません。

**せっかくもらえる給付金を、請求し忘れていませんか？**

請求できる給付金の種類や、時効の起算日など詳細について知りたい方は10ページをご覧ください。

《給付担当》



## かんぽの宿が最大で2,000円OFF

かんぽの宿に宿泊する場合は、宿泊料金が1人1泊あたり2,000円(ラフレさいたまは1,500円)を差し引いた料金となります。皆さま、どうぞご利用ください。

《助成担当》

### かんぽの宿の利用方法等

#### 1 利用対象施設

- (1)かんぽの宿又はかんぽの郷 2,000円の割引  
※年末年始等の特別な時期は1,500円の割引
- (2)ラフレさいたま 1,500円の割引

#### 2 利用者の範囲

組合員、任意継続組合員及びそれらの方の被扶養者

#### 3 利用方法

- (1)利用者は施設へ直接連絡をして予約してください。その際、日本郵政共済組合の組合員又は被扶養者であることを伝えてください。
- (2)利用者は、チェックイン時に利用者全員の組合員証又は被扶養者証を提示し、施設に備え付けの用紙に必要事項を記入してください。

#### 4 その他

- ・「かんぽの宿・KKR宿泊施設利用手帳」(1人1泊5,000円限度助成)を利用する場合は、手帳の利用とは別に500円の割引になります。(合わせて5,500円の割引)

詳しくは、各施設にお問い合わせ下さい。(日本郵政(株)から配付された「かんぽの宿68」もご活用下さい。)

※かんぽの宿ホームページ <http://www.kanponoyado.japanpost.jp/>



## 団積立年金保険「みらい」のご案内

### 新規加入及び口数変更された方へのご案内

本年度も新規加入や口数変更のお申込みを多数いただき誠にありがとうございました。  
新規加入された方には「ご加入内容のお知らせ」を11月頃、組合員本人のご住所に送付します。  
なお、新規加入及び口数変更に伴う掛金は、平成23年1月の給与から控除開始となります。

### 生命保険料控除証明書の発行

生命保険料控除証明書を10月下旬に送付します。  
(平成22年4月～6月募集で申し込まれた方の分は今回の発行対象とはなりません。)

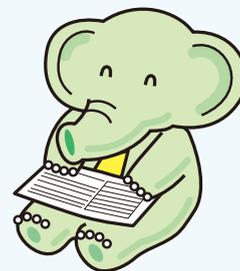
《貸付・みらい担当》

## 住宅貸付金の年末残高等証明書をお届けします

年末調整・確定申告用の年末残高等証明書を、9月下旬から10月上旬にご住所に送付します。年末調整等の手続きに使用しますので大切に保管してください。

- 住宅借入金等特別控除は初回のみ確定申告を行い、2年目からは年末調整の手続きとなります。
- 詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
- ※発行対象者など詳細については、10ページをご覧ください。

《貸付・みらい担当》



## メタボ健診を受けましたか？ **無料**

平成22年4月1日時点から資格を有している方で、満40歳から74歳の被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者の方へ、特定健康診査(メタボ健診)受診券を発送しました。

受診料の自己負担はありませんので、まだ受診されていない方は、この機会にぜひメタボ健診を受診していただき、日頃の健康管理にお役立てください。

《助成担当》

## 運動不足を解消したい方へ

共済組合は「(株)コナミスポーツ&ライフ」及び「セントラルスポーツ(株)」の法人会員となっています。組合員等は法人会員料金で利用することができますので、日々の健康づくりとリフレッシュにぜひお役立てください。

《助成担当》

### 会員制スポーツクラブの利用対象者等

#### ① 利用対象者

組合員、任意継続組合員及びそれらの方の被扶養者で、各施設で定められている年齢制限を満たす方

#### ② 利用対象施設

##### (1) コナミスポーツ&ライフ

次のホームページアドレスの「法人会員ネットワーク」をご覧ください。

<http://www.konamisportsclub.jp/shisetsu/>

##### (2) セントラルスポーツ

次のホームページアドレスの「ご利用対象クラブを探す」にある「コーポレートメンバーズカードのみ対応：施設一覧」をご覧ください、表中の「個人登録カード利用」列に○印がある施設が該当します。

<http://www.central.co.jp/corporate/club/index.html>

# 平成21年度決算について

## 平成21年度決算概要について 皆さま1人ひとりに関係している経理は？

組合員の方はここからスタート!  
Q1からQ4までお答え下さい

被扶養者の方はここからスタート!  
Q1とQ2にお答え下さい

Q1 あなたは、病気やけがなどで治療を受けたことがありますか？

YES

①短期経理へ!

Q2 あなたは、人間ドックなどの助成を受けたことがありますか？

YES

②保健経理へ!

Q3 あなたは、団体積立年金保険「みらい」に加入していますか？

YES

④貯金経理へ!

Q4 あなたは、各種貸付を利用したことがありますか？

YES

⑤貸付経理へ!

Q1 あなたは、病気やけがなどで治療を受けたことがありますか？

YES

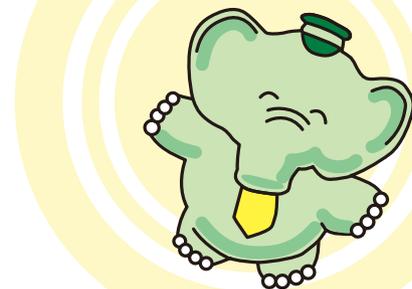
①短期経理へ!

Q2 あなたは、人間ドックなどの助成を受けたことがありますか？

YES

②保健経理へ!

各経理の  
収支状況等については  
9ページをご覧ください



平成21年度決算が、平成22年6月14日開催の第168回日本郵政共済組合運営審議会で承認されました。

- ① **短期経理** ... 組合員及び被扶養者の皆さまへ病気、負傷、出産、死亡、休業、災害に対するの給付を行っています。損益計算書では保健給付等にあたり、平成21年度では、約600億円の給付を行いました。
- ② **保健経理** ... 組合員及び被扶養者の皆さまへ人間ドックの助成、がん検診助成、レクリエーション行事に対する助成、永年勤続者等へのかんぽの宿、KKR宿泊施設の利用助成等を行っています。損益計算書では厚生費にあたり、平成21年度では、約24億円の各種助成を行いました。
- ③ **宿泊経理** ... ゆうりぞうと及び学生寮の管理を行っています。平成21年度末現在、ゆうりぞうと及び学生寮は全て廃止しています。
- ④ **貯金経理** ... 組合員の皆さまの団体積立年金保険「みらい」の業務を行っています。主な財源は保険手数料収入であり、平成21年度では約1,600万円の収入がありました。
- ⑤ **貸付経理** ... 組合員の皆さまへさまざまな貸付を行っています。主な財源は貸付金利息であり、平成21年度では約400億円の収入がありました。

### ①短期経理

| 損益計算書     |         |         |         | 単位:百万円 |        | 貸借対照表     |        |  |  | 単位:百万円 |  |
|-----------|---------|---------|---------|--------|--------|-----------|--------|--|--|--------|--|
| 費用        |         | 収益      |         | 資産     |        | 負債        |        |  |  |        |  |
| 保健給付等     | 59,883  | 短期負担金収入 | 48,858  | 現金・預金等 | 65,901 | 支払準備金     | 9,980  |  |  |        |  |
| 前期高齢者納付金等 | 11,286  | 短期掛金収入  | 50,673  | その他    | 6,444  | その他       | 2,100  |  |  |        |  |
| 後期高齢者支援金等 | 23,517  | 介護負担金収入 | 3,624   |        |        | 純資産       |        |  |  |        |  |
| 介護納付金     | 8,251   | 介護掛金収入  | 3,824   |        |        | 欠損金補てん積立金 | 6,036  |  |  |        |  |
| その他       | 15,050  | その他     | 14,520  |        |        | 短期積立金     | 54,074 |  |  |        |  |
| 当期利益金     | 3,512   |         |         |        |        | 介護積立金     | 155    |  |  |        |  |
| 計         | 121,499 | 計       | 121,499 | 計      | 72,345 | 計         | 72,345 |  |  |        |  |

### ②保健経理

| 損益計算書  |       |       |       | 単位:百万円 |        | 貸借対照表     |        |  |  | 単位:百万円 |  |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|-----------|--------|--|--|--------|--|
| 費用     |       | 収益    |       | 資産     |        | 負債        |        |  |  |        |  |
| 厚生費    | 2,403 | 負担金収入 | 1,558 | 現金・預金等 | 12,012 | 未払金等      | 653    |  |  |        |  |
| 連合会へ繰入 | 1,033 | 掛金収入  | 1,616 | 土地     | 114    | 純資産       |        |  |  |        |  |
| 委託費等   | 538   | その他   | 203   | その他    | 391    | 別途積立金     | 177    |  |  |        |  |
|        |       | 当期損失金 | 597   |        |        | 欠損金補てん積立金 | 15     |  |  |        |  |
|        |       |       |       |        |        | 積立金       | 11,672 |  |  |        |  |
| 計      | 3,974 | 計     | 3,974 | 計      | 12,517 | 計         | 12,517 |  |  |        |  |

### ③宿泊経理

| 損益計算書 |     |       |     | 単位:百万円  |       | 貸借対照表     |       |  |  | 単位:百万円 |  |
|-------|-----|-------|-----|---------|-------|-----------|-------|--|--|--------|--|
| 費用    |     | 収益    |     | 資産      |       | 負債        |       |  |  |        |  |
| 委託費等  | 113 | 施設収入等 | 24  | 現金・預金等  | 2,591 | 未払金等      | 9     |  |  |        |  |
| 減価償却費 | 62  | 受取利息等 | 3   | 建物・構築物等 | 786   | 純資産       |       |  |  |        |  |
|       |     | 当期損失金 | 148 | 土地      | 10    | 別途積立金     | 1,282 |  |  |        |  |
|       |     |       |     | その他     | 34    | 欠損金補てん積立金 | 41    |  |  |        |  |
|       |     |       |     |         |       | 積立金       | 2,089 |  |  |        |  |
| 計     | 175 | 計     | 175 | 計       | 3,421 | 計         | 3,421 |  |  |        |  |

### ④貯金経理

| 損益計算書 |    |          |    | 単位:百万円 |    | 貸借対照表 |    |  |  | 単位:百万円 |  |
|-------|----|----------|----|--------|----|-------|----|--|--|--------|--|
| 費用    |    | 収益       |    | 資産     |    | 負債    |    |  |  |        |  |
| 委託費等  | 23 | 保険手数料収入等 | 16 | 現金・預金等 | 84 | 未払費用等 | 4  |  |  |        |  |
|       |    | 当期損失金    | 7  |        |    | 純資産   |    |  |  |        |  |
|       |    |          |    |        |    | 積立金   | 80 |  |  |        |  |
| 計     | 23 | 計        | 23 | 計      | 84 | 計     | 84 |  |  |        |  |

### ⑤貸付経理

| 損益計算書 |       |        |       | 単位:百万円 |         | 貸借対照表   |         |  |  | 単位:百万円 |  |
|-------|-------|--------|-------|--------|---------|---------|---------|--|--|--------|--|
| 費用    |       | 収益     |       | 資産     |         | 負債      |         |  |  |        |  |
| 支払利息  | 3,236 | 貸付金利息等 | 4,361 | 現金・預金  | 266     | 長期借入金   | 98,726  |  |  |        |  |
| 保険料   | 609   | 受取配当金  | 90    | 組合員貸付金 | 124,453 | その他     | 611     |  |  |        |  |
| 委託費等  | 1,172 | 当期損失金  | 566   | その他    | 1,273   | 純資産     |         |  |  |        |  |
|       |       |        |       |        |         | 貸付資金積立金 | 13,658  |  |  |        |  |
|       |       |        |       |        |         | 積立金     | 12,997  |  |  |        |  |
| 計     | 5,017 | 計      | 5,017 | 計      | 125,992 | 計       | 125,992 |  |  |        |  |

《総務・経理担当》

## ＜「医療費のお知らせ」に伴う個人データの第三者への提供について＞

医療費のお知らせは、組合員及びその被扶養者分をまとめて組合員に通知することとしています。このため、被扶養者から見て第三者となる組合員に医療費の額等の個人データを提供することとなります。

個人情報保護法では、本人の求めがあれば個人データの第三者への提供を停止することを要件として、次の4項目全てが、あらかじめ、本人が容易に知りえる状態にあるとき、個人データを第三者に提供することができるとされています。

- ①利用目的
- ②第三者へ提供する個人データの項目
- ③第三者への提供の手段または方法
- ④本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止すること

そこで、次により組合員への医療費のお知らせを実施することとしますが、被扶養者本人から当該個人データの(第三者たる)組合員への提供を停止する申出がない場合は、同意が得られているものとし、組合員と被扶養者分をまとめて組合員に通知することとします。

## ＜組合員への「医療費のお知らせ」＞

◎利用目的…被扶養者分の医療費のお知らせ分も含め、世帯単位でまとめて被扶養者から見て第三者となる組合員に送付することを目的とします。

◎第三者たる組合員へ提供する個人データ…

○被扶養者に関する次の項目／受診者名、受診年月、診療区分(入院・外来等の別)、診療日数、総医療費(自己負担分と共済組合員負担分を合算した額)

◎提供の手段又は方法…上記の項目を記載した「医療費のお知らせ」を、組合員の住所に送付します。

なお、あて所不明等の理由によりご自宅に郵送できない場合は、勤務事業所をあて所(あて先は組合員本人)として再送します。

◎第三者たる組合員への個人データ提供の停止の申し出…上記の「組合員への医療費のお知らせ」による個人データの第三者たる組合員への提供を停止する被扶養者は、平成22年9月30日(木)までに共済センター給付担当へ申し出てください。

## ＜短期給付金を受ける権利の時効＞

給付事由が生じた日の翌日から起算して2年間請求を行わないときは、給付を受ける権利は時効となります。なお、起算日から2年間経過していることの判定は、共済組合に請求書が到着(受付)した日をもって行います。

| 給付の種類                                    | 時効の起算日(給付事由が生じた日の翌日)   |
|--|--|
| 療養費・家族療養費                                | 組合員が医療機関等に療養の費用を支払った部分について、その支払った日の翌日  |
| 高額療養費<br>一部負担金払戻金<br>家族療養費附加金            | ア 組合員が医療機関等に一部負担金を支払った日の翌日<br>イ 組合員又は被扶養者が医療機関等に支払った被扶養者の療養の費用のうち、高額療養費の支給に係る部分については、その支払った日の翌日<br>ウ 合算されて高額療養費が支給される場合は、同一月のア又はイに掲げる日のいずれか遅い日   |
| 傷病手当金/傷病手当金附加金<br>出産手当金/休業手当金<br>介護休業手当金 | それぞれ勤務に服することができない日ごとに、その翌日   |
| 育児休業手当金                                  | ア 育児休業手当金(その1)の場合…(標準報酬の日額の30/100相当額を支給) 育児休業により勤務に服さなかった日ごとに、その翌日<br>イ 育児休業手当金(その2)の場合…(標準報酬の日額20/100の相当額を支給) 上記アの支給対象期間の最後の日から6か月を経過した日の翌日<br>※平成22年4月1日以降に育児休業を取得した方は、アにイが統合され支払われるため、時効の起算日はアのみです。 |
| 出産費・家族出産費                                | 組合員又は被扶養者が出産した日の翌日   |
| 結婚手当金                                    | 組合員が結婚した日(入籍した日)の翌日  |
| 埋葬料・家族埋葬料                                | 組合員又は被扶養者の埋葬又は葬儀を行った日の翌日   |
| 弔慰金・弔慰金附加金<br>家族弔慰金・家族弔慰金附加金             | 組合員又は被扶養者が災害で死亡した日の翌日  |
| 災害見舞金                                    | 組合員又は被扶養者が災害により被害を受けた日の翌日  |
| 移送費・家族移送費                                | 組合員又は被扶養者の移送を行った日の翌日   |
| 高額介護合算療養費                                | ア 計算期間(前年8月1日から7月31日まで)末日の翌日(8月1日)<br>イ 死亡により医療保険の資格を喪失した日   |

(関係法令:国家公務員共済組合法第111条)

## ＜住宅貸付金の年末残高等証明書の発行対象者等＞

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 発行対象者     | ①および②のいずれにも該当する方<br>①平成10年1月～平成22年8月の間に住宅貸付を受けた<br>②弁済回数が120回(10年)以上の住宅貸付<br>※発行対象条件には該当しないが、税務署で控除対象であると確認されている場合は、年末残高等発行申請書により共済センター(貸付担当)まで申し込んでください。 |
| 2 | 再発行       | 原則として再発行はできません。<br>やむを得ず再発行を希望する場合は年末残高等発行申請書を共済センター(貸付担当)まで送付してください。<br>※発行申請書が共済センターへ到着後、発送までに1週間程度かかります。<br>※80円切手を貼付した返信用封筒(定型)を同封してください。             |
| 3 | 年明け発行となる方 | 以下に該当する方には、平成23年1月末から2月上旬に発送します。<br>・平成22年9月以降に臨時弁済をして年末残高が変わった方<br>・平成22年9月～平成22年12月の間に一般住宅貸付を受けた方   |

# 日本郵政共済組合(共済センター)への連絡先など

## ① 電話によるお問い合わせは

日本郵政共済組合コールセンター

電話番号:0120-97-8484

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間 / 午前9時00分～午後6時00分

(土、日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)を除く)

※電話番号はお間違いないようにお願いします。



## ② 最新情報や各種手続の確認・請求書等用紙の入手は

日本郵政共済組合ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

皆さまからお寄せいただいた照会などを参考に随時更新しています。

各種手続のご案内や請求書等の用紙類を掲載していますので、申請や届出を行う前にご覧ください。また、インターネットをご利用になれない方への用紙類の送付など、各種お申出は、コールセンターで受け付けます。

日本郵政共済組合モバイルサイト <http://www.yuseikyo-m.jp>

外出中や自宅にパソコンがないなど、共済組合ホームページをご覧になれない時でも、イベント発生時、どのような手続が必要となるかが確認いただけます。

※2次元コード(QRコード)からの読み取りもできます。

※2次元コード対応のカメラ付き携帯電話をご利用ください。



## ③ 各種申請・請求書類のあて先は

〒330-0081

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

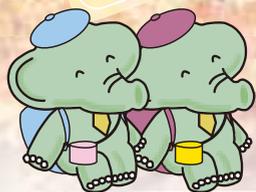
※ 各種申請、届出及び請求の処理を迅速に行うため必ず担当名を記載してください。

( 担当名及び担当事務の一覧は共済組合ホームページか「ゆうゆうライフMY共済'09」を参照してください )

※ 郵送料金は組合員負担となります。



# 秋本番!



## 行楽の秋!



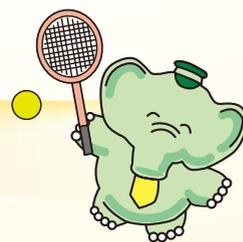
かんぽの宿 修善寺

かんぽの宿が2,000円OFF



かんぽの宿 阿蘇

## スポーツの秋!



**コナミスポーツクラブ、  
セントラルスポーツクラブ**  
が法人会員料金で利用できます。  
健康増進のため、是非ご利用  
ください。

